

学部運営体制について

カウンスルとは

学校教育法の改正に伴い、2015年度から設置されたもので、教育研究カウンスルと学部運営カウンスルからなり、合わせて「連携運営パネル」と称されています。いずれのカウンスルも学外の委員と学部代表の教員によって構成され、学部長が主宰します。

教育研究カウンスルは、①教育課程の編成、②教員の採用及び昇任等、③教育研究に関する規程等の制定・改廃、④教育研究に関する重要なこと、を審議する機関です。学部運営カウンスルは、①学科その他重要な組織の設置廃止、②予算、③運営に関する規程等の制定・改廃、④運営に関する重要なこと、を審議する機関です。

教授会・研究科委員会とは

教授会は教育文化学部には所属する常勤の教員（教授、准教授、講師）によって構成され、研究科委員会は大学院教育学研究科の講義や指導を担当する教員によって構成されています。①学生の入学、卒業その他その在籍や学位、②学生の試験、③学生の厚生補導、その身分、④教育研究カウンスル又は学部運営カウンスルから付託された専門的事項、を審議する機関です。

学部運営会議とは

学部の重要な事項を審議する機関です。学部長が議長となり、副学部長、学部長補佐、教育実践支援センター長、附属学校園長代表、学校教育課程主任・副主任、地域文化学科主任・副主任で構成されています。

各種委員会とは

学部・研究科の様々な分野の方針・計画の策定・実施を行うために、多くの委員会等が置かれています。

委員会等組織機構図

	企画・運営	専門・分野	個別・実施
運営	<p>執行部会議</p> <p>学部運営会議</p>	<p>点検・評価委員会</p> <p>財務委員会</p> <p>学生支援基金運営委員会</p> <p>施設利用計画検討委員会</p> <p>FD推進委員会</p> <p>人事委員会</p> <p>人権倫理委員会</p> <p>教員評価委員会</p>	
教育・研究	<p>教育企画会議</p> <p>全学教員養成担当研究会議</p> <p>教員免許状更新講習推進センター</p> <p>学術研究推進会議</p>	<p>教務学生委員会</p> <p>入学試験委員会</p> <p>学務委員会</p> <p>学生協議会</p> <p>キャリア委員会</p> <p>教員養成委員会</p> <p>地域連携委員会</p> <p>国際交流委員会</p>	<p>教育実習実施委員会</p> <p>介護等体験実施委員会</p> <p>教職入門実施委員会</p> <p>教育実地研究実施委員会</p> <p>教職実践科目実施委員会</p> <p>保育士養成実施委員会</p> <p>地域文化コアカリキュラム委員会</p> <p>留学生委員会</p>
その他	<p>附属学校運営会議</p> <p>附属学校運営全学協議会</p>	<p>広報委員会</p> <p>情報システム管理委員会</p> <p>安全管理委員会</p> <p>技術部運営委員会</p> <p>教育実践研究支援センター運営委員会</p> <p>附属学校経営委員会</p>	<p>情報セキュリティ対策委員会</p> <p>センター会議</p> <p>臨床心理相談室運営委員会</p> <p>附属学校学部共同委員会</p> <p>附属学校子どもの人権委員会</p>